

相続登記料金表

(税抜)

<input type="checkbox"/>	基本報酬	7万円	
<input type="checkbox"/>	法定相続人・被代襲者・受遺者加算(2名以上)	法定(推定)相続人・被代襲者・受遺者 (2名以降) / 1名増加ごとに1万円加算 (*亡くなられている推定相続人等も1名として加算させていただきます)	
		(- 1) 人 × 1万円 =	円
<input type="checkbox"/>	不動産数加算 (3件以上)	不動産(3件目以降)1個増加ごとに5千円加算	
		(- 2) 件 × 5千円 =	円
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書作成加算	相続人数 × 5千円加算	
		人 × 5千円 =	円
<input type="checkbox"/>	遺産分割内容オプション	*不動産以外の財産を遺産分割協議書に記載する場合は、別紙参照。	円
<input type="checkbox"/>	異なる法務局への申請 (2管轄以上)	1管轄 × 3万円	
		(- 1) 管轄 × 3万円 =	円
<input type="checkbox"/>	法定相続証明情報一覧図作成料 (通)	2万円(*相続登記をご依頼いただいた場合は無料サービスにて作成いたします)	
<input type="checkbox"/>	戸籍等書類一式収集*1 (お値引き)	— 5千円 ~ 2万円	
			円
小計			円
<input type="checkbox"/>	税金	消費税	円
<input type="checkbox"/>		登録免許税*2	円
<input type="checkbox"/>	オプション料		円
合計			円

遺産分割協議書作成・手続きオプション (税抜)

<input type="checkbox"/>	銀行口座	遺産分割協議書へ記載	2万円
<input type="checkbox"/>		口座解約手続き	1 金融機関ごと 3万円 × = 円
小 計			円
<input type="checkbox"/>	証券口座	遺産分割協議書へ記載	2万円
<input type="checkbox"/>		口座解約手続き	1 金融機関ごと 3万円 × = 円
小 計			円

* 1 お客様による必要書類の収集状況に応じて、お値引きをさせていただきます。

* 2 相続登記にあたり、「登録免許税」を納付する必要があります。「登録免許税」は、不動産の固定資産評価額により不動産ごとに異なります。

* 裁判所手続・紛争性のある代理交渉が必要な場合は、弊所での対応が出来兼ねます。弁護士へご相談頂きますようお願い申し上げます。

* 税務署への相続税等の申告手続は、弊所での対応が出来兼ねます。税理士等へご相談頂きますようお願い申し上げます。